コンテンツ・マネジメント分科会セッション

◆ ファッションローの最前線:アバター、色彩（日本、および EU） ◆

【概　要】

本講演会では、ファッションロー分野における最近の議論の中でアバターファッション関係および色彩の保護について取り上げる。

第一に、関真也氏（関真也法律事務所代表弁護士・NY 州弁護士・上級 VR 技術者）が取り上げるのは、アバターファッションと知的財産法である。仮想空間における物品等のデザインについては、著作権や令和５年に改正された不正競争防止法（商品形態模倣）が問題となるほか、今年は産業構造審議会意匠制度小委員会において意匠法改正の議論も行われた。仮想と現実が交錯する分野におけるデザインの保護について、現在地の確認と将来の展望を議論する。

第二に、安田和史氏（株式会社スズキアンドアソシエイツ・政大学兼任講師）は、日本におけるファッション分野における色彩の保護について報告を行う。ラグジュアリーブランドにおいては、Hermès のオレンジや Tiffany のブルーに代表されるような「アイコニックカラー」がブランドの象徴として機能しており、これらの色彩に対する商標登録のニーズは高い。実際に日本国内でも色彩のみからなる商標の出願は行われているが、制度上登録可能であるにもかかわらず、実務的には単色の登録は極めて困難である。色彩商標に関する登録制度が整備されているにもかかわらず、実務上ではその活用が著しく制限されている現状に対して問題意識を持ち、制度と運用の乖離について指摘する。特に、単色の識別力認定や公益上の独占回避といった審査基準の厳しさが、実効的な保護を困難にしている点を踏まえ報告する。

第三に、内田剛准教授（東海大学、博士（法学））は、欧州（特にドイツ）におけるファッション分野における色彩の保護について報告を行う。本報告では、色彩のみからなる商標の保護制度を概観し、ファッション分野における登録の困難性について検討する。ドイツでは、色彩商標の登録は比較的緩やかに認められており、侵害事例では色彩の類似性が広く認定される傾向がある。一方、ファッション分野では色彩商標の登録は困難であるとされている。これは、色彩枯渇論や識別力の判断基準が厳格に適用されるためであり、ファッションと非ファッション分野の間に保護の差異が生じている。報告では、こうした制度的背景と判決の分析を通じて、色彩商標の保護における分野別の差異とその意義を明らかにする。

本講演会は、現実と仮想空間、国内と国際、商標と著作権という複数の軸が交差するファッションローの最前線を照射するものであり、実務家・研究者・企業関係者にとって有益な知見を提供することを目的とする。

以上

コンテンツ・マネジメント分科会セッション

◆ ファッションローの最前線:アバター、色彩（日本、および EU） ◆

【講演者】

関　真也（せき・まさや）
関真也法律事務所 代表弁護士・ニューヨーク州弁護士
日本バーチャルリアリティ学会認定上級 VR 技術者
その他、経歴や業績の詳細については、
関真也法律事務所ウェブサイト参照
https://www.mseki-law.com

内田　剛（うちだ・つよし）
東海大学准教授、博士（法学）
知財制度・判例分科会　顧問
その他、経歴や業績の詳細については、
リサーチマップ（https://researchmap.jp/uchida_tsuyoshi）参照

安田　和史（やすだ　かずふみ）
株式会社スズキアンドアソシエイツ取締役
法政大学兼任講師、日本大学・東海大学非常勤講師
日本知財学会事務局長
コンテンツ・マネジメント分科会　幹事
ファッションビジネス学会理事

参考文献：
角田政芳＝関真也＝内田剛『ファッションロー 第 2 版 （新版）』勁草書房 2023 年
関真也編集代表『バーチャル空間のビジネスと知財法務の教科書』日本法令 2024 年
関真也ほか編著『ビジネスのためのメタバース入門――メタバース・リアル・オンラインの選択と法実務』商事法務
関真也『XR・メタバースの知財法務』中央経済グループパブリッシング 2022 年

以上